

(様式 1)

福祉サービス評価結果表

①福祉サービス評価等機関名

医療・福祉ネットワークせいわ

②福祉サービス事業者情報（詳細な情報については、別紙 1）

名称：障害者支援施設 いとし子の家	種別：障害者支援施設
代表者氏名：施設長 指宿淳子	定員（利用人数）： 70 (70) 人
所在地：佐賀県佐賀市大和町大字久池井 1407-11	Tel：(0952) 62-1611

③訪問調査日

平成 22 年 8 月 26 日（木）～27 日（金）

④総評

◇特に評価の高い点

I. 重度・重複の障がいを持つ利用者を積極的に受け入れられています。

法人は、佐賀県内および大分県内において、児童分野、障がい分野、高齢分野と幅広く福祉を必要とされている人々の支援に取り組まれています。

当該施設は、長崎自動車道沿線の静かで緑豊かな地域に位置し、同法人運営の指定介護老人福祉施設と隣接して建てられています。

法人の理念でもあるキリスト教の愛と奉仕の精神に基づき、知的障がいを中心に心身に様々な重い障がいを持たれた人々を積極的に受け入れられ、個人の尊厳を保持しつつ、利用者の状態に応じた職員配置を常に整えながら利用者が心身共に健やかで穏やかに過ごせるような支援に努められています。

II. 一人ひとりの特性や状態に応じた支援に努められています。

パソコンのソフトを活用し、利用者に関する記録を丁寧に残され、職員間で情報を共有できる体制が整えられています。

利用者の支援に関しては、アセスメントから抽出された課題やニーズ、保護者の意向および職員の意見を踏まえて検討された結果を個別の支援計画に反映させ、その計画に沿った支援が確実に実施できるよう利用者一人ひとりのマニュアルの作成も行われています。

これらの取り組みから、理念・基本方針が職員間に周知され、組織として利用者一人ひとりを大切に考え尊重した支援を目指していることがうかがい知れます。

利用者の高齢化や重度化が進む中でも一人ひとりの利用者の特性や状態を把握し、その能力等に応じた日々の活動が職員の見守りの中で営まれています。

III. 事業環境等の変化に応じた積極的な運営に取り組まれています。

各関係団体に所属され、また特別支援学校や行政との連携も図られながら、福祉業界の動向や福祉ニーズの把握に努められており、経営環境等の変化にもいち早く対応できるように、柔軟な姿勢での運営が行われています。

障害者自立支援法への移行も地域の中で最初に取り組まれ、同種サービス提供施設等の要望に応じて移行に関する事例発表を行われるなど、地域の同種サービス提供施設の中でも模範的な取り組みが展開されています。

今回の第三者評価受審への取り組みや人事考課制度の導入など、サービスの質の向上に関しても積極的な活動が見受けられます。

◇改善を求められる点

I. 中・長期的なビジョンを明確にされることを期待します。

理念・基本方針は明文化され、職員にも周知されています。事業計画も各職種の意向を汲み上げる形で策定されています。しかし、理念・基本方針に沿った中・長期的なビジョンについては、経営層から聴取できる程度で、具体的な計画の策定には至っていない状況が見受けられます。

ビジョンの明示およびその実現に向けた中・長期計画の策定により、単年度の事業計画の目的や目標が更に明確になり、職員や利用者および保護者、地域に対し、施設が行っている取り組みの意図が明確に伝わること、および、一体感の中での運営の実現に近づくことを期待します。

II. 人事管理および人材育成について更なる積極的な取り組みを期待します。

職員の人事考課については、その目的を明確にされ、人材の育成およびサービスの質の向上に向けた運用が図られています。個々人の目標を明確にされながら取り組まれている目標管理制度や、職員の精神的なサポートの一環にもつながっている定期的な個人面談など、職員を大切に考え、その先にあるサービスの質の向上を見据えた様々な仕組みが導入され運用されています。

しかし、中・長期的なビジョンを実現するために必要な人材に関しては、具体的なプラン化には至っていない状況がうかがえます。

また、職員一人ひとりの教育・研修計画についても前述の目標管理制度が機能してはいますが、目標を達成するために必要な教育・研修の特定がなされていない点など課題が見受けられます。

III. 服薬管理の徹底が求められます。

服薬については、事故報告書により飲みこぼしや誤薬が生じていることが確認されました。

それらは、事故報告と共に“新人職員による与薬の禁止”や“二人でのチェック体制の徹底”など幾つかの再発防止策が検討され、事故防止への取り組みが行われている最中にあります。

服薬管理に関するマニュアルの周知徹底と再発防止策の徹底、および、その評価・見直しを確実に実施され改善に結び付けられることが求められます。

⑤福祉サービス評価結果に対する事業者のコメント

(H22.10.7)

今回の受審の結果に関しましては、評価調査者の方々には的確に評価・指摘して頂いたと思います。この結果を真摯に受け止め、今後のより良い利用者処遇、施設運営に努めていきたいと考えております。

さて、評価の結果は別といたしまして、今回の福祉サービス第三者評価を受けた事自体に成果があったと考えます。これまで我々は障害の重い方々の支援に携わっているという自負と責任を持って支援にあたってまいりましたが、「障害の重い方々なのでこれ以上は無理だ、仕方がない」などと勝手に限界を作っている部分を再確認するいい機会になったと感じております。

⑥各評価項目に係る福祉サービス評価結果

(別紙2・3)